

# 平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成26年12月19日 地方財政審議会

## 第一 今後目指すべき地方税制の方向

- 今後の地方税制改正に当たっては、「今後増大が見込まれる地方の財政需要を賄うための地方税の充実」、「分かち合いとしての地方税制の公平性の確保」、「地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化」、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」及び「地方創生による『税源の一極集中の是正』」という原則に沿って、地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要。
- 法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税は不適當。仮に法人実効税率を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により法人課税の中で財源を確保すべき。地方税の応益課税の原則や地方税収の安定化等の観点から、当審議会がかねてより主張してきた法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。
- 社会保障・税一体改革の趣旨からすれば、個別間接税のあり方の見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは可能な限り行うべきではない。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担を軽減することは慎重であるべき。
- 地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形(地方税のグリーン化)に改めるべき。

## 第二 平成27年度税制改正等への対応

### 1 法人実効税率引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充等)

- 法人事業税の性格等を踏まえれば法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。法人実効税率の引下げにもつながり、努力して成果を上げた企業の法人所得に係る税負担軽減により、新規投資等の経済活性化が期待できるなど法人税改革の趣旨とも合致。
- 外形標準課税の対象法人(現行:資本金1億円超の法人)は、応益課税の観点からその拡大を図るべきだが、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。ただし、大法人のみ外形標準課税を拡充する場合には、大法人と中小法人との間の所得割の税率格差が拡大することに留意が必要。
- 外形標準課税の拡充に合わせ、自己株式を取得した場合に資本金等の額がマイナスとなる実態を踏まえ、法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分について必要な見直しを行うべき。

## 第二 平成27年度税制改正等への対応

### 2 地方法人課税の偏在是正

- 消費税率(国・地方)10%段階の地方法人課税の偏在是正措置については、平成26年度与党税制改正大綱の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実に実施できるよう必要な検討を進めるべき。

### 3 車体課税のあり方

- 環境性能課税の導入等の消費税率10%段階の措置については、平成26年度与党税制改正大綱等の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実に実施できるよう必要な検討を進めるべき。
- 平成27年3月に期限を迎える自動車取得税のエコカー減税については、最新の燃費基準に税制上のインセンティブを付与すべき等の観点から見直しを行うべき。

### 4 固定資産税のあり方

- 平成27年度の評価替えに併せ、制度の簡素化等のため、農地と宅地等の税負担を抑制する方式の統一を検討すべき。
- 今後は、商業地等の据置特例について、デフレ脱却の動向を見極めつつ、見直しを検討すべきであり、また、住宅用地特例や商業地等の課税標準の上限のあり方等を含め、固定資産税の充実を図るための議論を進めることが重要。
- 償却資産に対する固定資産税については、市町村の安定財源であること等を踏まえれば、縮減・廃止は不適當。

### 5 ふるさと納税の拡充

- ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう留意が必要。拡充の際には、ふるさと納税に対する謝礼(返礼品の送付)について地方自治体における節度ある運用を求めたい。

### 6 地球温暖化対策のための地方財源の確保

- 地球温暖化対策における地方自治体が果たしている役割等を踏まえ、石油石炭税の上乗せ分の一定割合を譲与するなどにより地方財源を確保・充実すべき。

### 7 軽油引取税に係る課税免除措置

- 道路特定財源当時に講じた課税免除措置については、一般財源化の経緯を踏まえ廃止を前提としつつ、急激な負担増等を勘案し見直しを行うべき。

### 8 ゴルフ場利用税のあり方

- ゴルフ場利用税は、災害防止対策や水質調査等の行政サービスを行っているゴルフ場所在市町村の貴重な財源であり、ゴルフ場の利用者には十分な担税力が認められること等から廃止は不適當。

### 9 地方消費税の諸課題

- 地方消費税の課税庁としての地方自治体の役割は重要。
- 「清算基準」で用いるサービス業に係る統計を経済センサス活動調査に置き換え、清算基準の趣旨に沿った所要の調整を行うとともに、人口の比率を引き上げる方向で見直しを行うべき。

### 10 その他

- 納税環境整備として、地方税の猶予制度や還付加算金制度に係る所要の見直しを行うべき。